

犬の飼い主さんへ

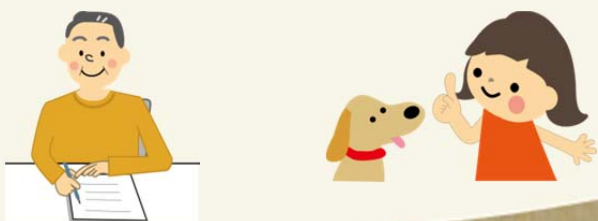


お願いいたします



登録をしましょう!

犬を飼い始めたら、
お近くの区福祉保健センター
生活衛生課で登録をしてください。
☆狂犬病予防法第4条で定められています。



年に1回 狂犬病予防注射 を受けましょう!

毎年4月から6月は
狂犬病予防注射の接種期間です。
動物病院または集合注射会場
で受けましょう。

☆狂犬病予防法第5条で定められています。



鑑札・注射済票 を首輪につけましょう!

犬を登録すると、鑑札が交付されます。
また、毎年狂犬病予防注射を受け、
注射済票の交付を受けましょう。
鑑札や注射済票の番号で飼い主さんを
特定することができますので、
必ず首輪につけておきましょう。

☆狂犬病予防法第4条、第5条で定められています。

鑑札 注射済票



狂犬病予防注射済
平成25年度
横浜市
第000000号

※年度ごとに
色が異なります。



フンは持ち帰り しましょう!

- ・外で排泄してしまった場合は、
おしっこは水で流し、
フンは持ち帰りトイレに
流しましょう。
- ・おうちでトイレをすませるよう
にすると、お散歩も楽になり
ますよ。

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例
第7条で定められています。

放し飼いはやめましょう!

- ・放し飼いは迷子や事故の原因になります。
- ・もしも飼い犬が人をかんでしまった時は、区福祉保健センター生活衛生課に届け出てください。

☆横浜市動物の愛護及び管理に関する条例第7条で定められています。

ご近所迷惑にならないように飼いましょう!

- ・鳴き声や悪臭などでご近所に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・普段からしつけをしておくと、災害等のいざという時にも安心です。



放していると、こんなことが起こってしまうかもしれません!

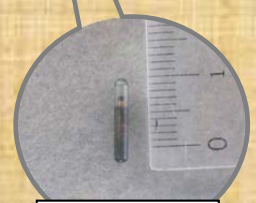
もしも迷子になってしまったら...

すぐに動物愛護センターや、近くの区福祉保健センター生活衛生課、警察署にお問い合わせください。

迷子にさせないために...

- ・首輪には住所・氏名・電話番号の記載された迷子札、鑑札・注射済票をつけておきましょう。
- ・マイクロチップを装着しておくことで、飼い主さんのところに戻る可能性がより高まります。

※横浜市では犬猫のマイクロチップ装着費用の一部助成をしています。詳細については、動物愛護センターまでお問い合わせください。



ほぼ実物大のマイクロチップ

各区 福祉保健センター生活衛生課 お問い合わせ先

鶴見	510-1845	保土ヶ谷	334-6363	青葉	978-2465
神奈川	411-7143	旭	954-6168	都筑	948-2358
西	320-8445	磯子	750-2452	戸塚	866-8476
中	224-8339	金沢	788-7873	栄	894-6967
南	743-8263	港北	540-2373	泉	800-2451
港南	847-8445	緑	930-2368	瀬谷	367-5751

横浜市動物愛護センター

〒221-0864 横浜市神奈川区菅田町 75-4

Tel : 045-471-2111 Fax : 045-471-2133

平成27年12月 発行